

## 大型ディスプレイ情報発信業務委託 仕様書

### 1 事業名

大型ディスプレイ情報発信業務委託事業【ふるさと雇用再生特別対策事業】

### 2 委託業務内容

(1) 大型ディスプレイ情報発信ネットワークシステムの情報コンテンツ発信業務、システムの運用経費等の管理業務

#### ①情報コンテンツの発信業務

- ・ 県や当該受託者が作成した情報コンテンツを発信すること
- ・ 大型ディスプレイ設置場所毎に、発信内容及びタイムスケジュールを管理すること

#### ②システム運用経費の負担

- ・ ディスプレイ及び周辺機器の電気使用料金（JR王寺駅前自由通路設置ディスプレイのみ）の負担及び支払い業務
- ・ 当該ネットワーク網のネットワーク使用料の負担及び支払い業務

(2) 県内の旬の観光情報に関する取材及び編集業務（ハイビジョン撮影を含む。）

#### ①ハイビジョン動画の撮影取材業務

- ・ 県内の旬の見どころ、イベント等の撮影をすること
- ・ 撮影した動画をコンテンツに編集すること

(3) 情報コンテンツの制作業務

#### ①情報コンテンツの制作業務

- ・ 県が指示した内容や受託者が取材した内容、撮影した動画等を用いた情報コンテンツ（静止画、動画）を制作すること

#### ②緊急情報等のテロップ表示業務

- ・ 気象情報、道路規制情報等の緊急情報をテロップ表示すること及びその表示する体制を整えること

### 3 事業実施体制

(1) 委託事業に係る経費のうち、失業者に向けられる人件費（賃金、賞与、通勤手当等の諸手当、社会保険料に係る事業主負担分）は、2分の1以上であるものとする。

(2) 新規雇用する労働者の募集にあたっては、公共職業安定所への求人申し込み、文書による募集、直接募集等の方法によるものとし、いずれの場合においても、募集の公開を図るものとする。

(3) 労働者を新規雇用する際に、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものを提示させ、本人が失業者であることの確認を行うものとする。

(4) 労働者の雇用期間

新規雇用する労働者の雇用期間は、原則1年（失業者の公募採用の手続きで時間を要する場合などやむを得ない場合は、6ヶ月以上1年未満）とする。

なお、労働時間の基準に関しては、健康保険の被保険者の要件となる所定労働時間で、同

種の業務に従事する他の通常の正規労働者の日数の概ね4分の3以上であること等常用的雇用関係にあること。

- (5) 事業実施に当たっては、上記に定めるほか、国の「ふるさと雇用再生特別基金事業実施要領」の定めるところにより行うものとし、必要に応じて奈良県観光振興課と協議して、その指示を受けること。

#### 4 委託予定金額

委託料 23,051千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む）

※ただし、当該業務に係る予算が議決されなかった場合は、当該業務手続きについて停止等の措置を行う場合があります。

#### 5 発注・納期等

##### (1) 契約期間

契約締結日から平成24年3月31日

##### (2) 発注

企画提案において、最も優秀と認められる提案を行った者を選定し、当該被選定者と必要な協議を行ったうえで、業務委託契約を締結し、本件業務を発注する。

##### (3) スケジュール

大型ディスプレイは平成23年4月1日に既に稼働しており、受託者は速やかに労働者の新規雇用、県内の撮影取材、その他打合せ業務等のスケジュールを調整すること。

##### (4) 成果物

CDまたはDVDに収めたデータ

制作した情報コンテンツはCDまたはDVDで納品すること。なお、情報コンテンツのデータはパワーポイント、イラストレーターなど後年度にデータ加工、編集ができるものとする。

##### (5) 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- ①本件受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を奈良県に無償で譲渡するものとする。
- ②奈良県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号または第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- ③本件受託者は、奈良県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

#### 6 その他事項

##### (1) 再委託について

原則として、本件業務の一部または全部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらか

じめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を奈良県に提出し、承諾を得た場合はこの限りでない。

なお、本件業務に伴う成果物については、物品等の製造いかんに関わらず、本件受託者が最終責任を負うこととし、これが本件受託者と製造者との契約等によって担保されていること。

（２）仕様変更

本件受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ奈良県と協議のうえ、承認を得ること。

（３）記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、奈良県の指示に従うこと。

（４）その他

制作に関して、撮影許可・掲載許可申請などの許認可の必要性が生じた場合は、原則的に受託者において対応することとするが、奈良県の指示に従い対応すること。

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、奈良県と協議すること。